

## ふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務委託（仕様書）

本仕様書は、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「当財団」という。）が発注するふるさと鳥取応援登録アプリ開発・運用業務（以下「業務」という。）について、受託者が遵守しなければならない仕様を示すものであるが、業務の性格上、当然実施しなければならないものはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、当財団と受託者が協議して定めた内容はこれを遵守しなければならない。

なお、本業務は、地域における雇用機会の創出を図る「鳥取県学生等県内就職強化本部設置業務委託」を活用して実施するものであり、新規雇用の創出と県内定着をその目的の一つとしている。

### 1 事業の目的

県外大学等への進学や県外就職により、多くの若年層が県外に流出しており、その県内回帰や、県内学生の県内就職による定着の促進が重要課題となっている。そこで、これらの若年層等に県内求人情報を確実に届け、県内回帰及び定着を促進することを目的とする。

このため、ふるさと鳥取応援登録アプリを開発し、県内回帰及び定着につながる各種県主催イベント及び県内就職等のイベント参加時に一定の「ポイント」を付与し、大手電子マネーへの交換等の特典を受けられるシステムを構築するとともに、県外在住の鳥取県出身者や鳥取県ゆかりの方が、鳥取県（以下「本県」という。）との結びつきがなくならないよう、これらの者を対象に県内各地域のお祭り情報や観光イベント情報等のふるさと情報を随時発信することで「ふるさと鳥取県」への懐郷の念を深めてもらうシステムとする。

この情報発信は、利用者の登録情報に基づいたプッシュ型情報配信をスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）で行うこととし、アプリ登録者に向けて必要な情報を必要なときに提供する仕組みを構築するための設計、開発、保守・運用を行う。

### 2 業務の委託期間

#### (1) アプリ開発

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

（うち、モニター評価アプリ環境の提供 1月6日（月）まで）

#### (2) 管理用システム開発

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

#### (3) 保守・運用

ア及びイの開発完了の日から令和2年3月31日（火）まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) アプリ開発

利用者へ就職・移住・観光情報を効果的に発信するアプリを開発すること。

ア) アプリは iOS 及び Android のいずれにも対応したものとすること。

また、対応バージョンは iOS は 8.0 以上、Android は 4.1 (Jelly Bean) 以上とし、UI・UX についても、各プラットフォームに最適化したものとすること。

イ) 管理システムは、OS は Windows 8 以上、ウェブブラウザは Internet Explorer11、並び

に google Chrome 76 以上で利用可能であること。

ウ) 対応言語は日本語とすること。

エ) アプリの利用は、原則 1 人 1 アカウントまでとすること。同一人が重複して特典を受けることがないように、同一の個人情報によるアカウント作成はブロックできるような措置を講じること。

オ) 利用者において、ポイントの獲得、使用、残存ポイントの確認等をこのアプリのみで行うことが可能であること。

① ポイント付与対象イベント参加時のポイントの獲得方法は、イベント会場に掲示する QR コードをアプリ上で読み取る方法又は会場内に設置するビーコン、GPS 等により行うものとする（なお、当該イベントは各年度数十種類程度と想定しており、その詳細は別に定める。）。

② 利用者へのインセンティブとして、ポイントを全国で利用できる大手電子マネーに交換できること。（LINE PAY 等のスマホ決済サービス又は全国の加盟店等で利用できる WAON、EDY、AMAZON ポイント等を想定。）

なお、ポイントから電子マネーへの交換がアプリ上で自動連携できるものが望ましい。

③ ポイントの獲得、使用や消失を反映し、その残存ポイントを確認可能であること。

カ) ポイント付与の対象となるイベント等の情報を、各対象者のスマートフォンに、プッシュ通知等により、わかりやすく配信できるものであること。

キ) 利用者が、このアプリを広くダウンロードできるよう、「App Store」、「Google Play Store」へのアプリケーション登録を行うとともに、登録後は継続して配信できる体制とすること。

ク) 開発にあたり、学生（県内大学等）へのヒアリング（随時実施）及びベータ版のモニター（令和 2 年 1 月頃）を想定しているため、鳥取県及び当財団と協力して実施にあたること。

ケ) アプリ制作に当たっては、当該アプリの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

コ) 提供するアプリに改ざん等がなく真正なものであることを確認できるよう、コードサイン証明書を用いて電子署名を施すこと。

サ) このアプリは、次年度以降、順次機能拡張を想定しているため、拡張性の高いシステムとすること。

## (2) 制度管理用システムの開発

制度の運用に必要となる管理システムの開発等を行う。

ア) 利用者情報を識別し、イベント会場等において、設定されたポイントの付与を簡便に行い、対象者ごとにポイントを蓄積することができるものであること。

イ) 毎年度の新規登録者は 3,800 人程度を目標としており、そのような条件下でも、安定的に稼働するシステムとすること。また、運用開始後の取扱データの増加等に対し、柔軟な対応ができるよう配慮したシステムとすること。

ウ) 管理者において、利用者がアプリに登録する個人情報（例：氏名、住所、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、属性（新卒・既卒・保護者等）、ニックネーム、出身地等）及び獲得ポイント数、使用ポイント数、残存ポイント数等を網羅的に管理可能なシステムとすること。（個人情報管理及びポイント管理を行うデータベースの構築を含む。）

また、そのような項目に基づいて、個人の利用履歴や嗜好が特定されない方式で、例えば、年齢層、性別、地域別等の利用の多いサービスの特定など、一定の統計処理が可能なシステムとすること。

エ) ポイント付与対象イベント情報をアプリに反映させること。なお、ポイント付与対象イベント等は、鳥取県及び当財団主催事業を中心に考えているが、それ以外のものでも、県内回帰及び定着につながる事業は対象にすることを想定しており、詳細は別途定める。

また、その他のコンテンツについては、別紙「アプリコンテンツ仕様書」のとおりとする。

オ) 管理システムの運用マニュアルを作成するほか、必要に応じ操作指導を行うこと。

### (3) 調達範囲

ア) アプリ (iOS 及び AndroidOS のそれぞれに対応するもの)

イ) 管理用 web (鳥取県庁内管理者及び当財団が利用するための web システム)

ウ) 事前評価用及び開発ベータ版用のモニター評価アプリ環境の提供 (スマートフォン等ハードウェアおよび通信環境を含む)

エ) 開発からテストまでの間、インターネット回線を利用した会議システムの提供

オ) 管理者向け教育トレーニングの実施

カ) マニュアルその他関連する書類等

### (4) 開発環境

本調達の開発から納品までに必要なハードウェア (テスト用スマートフォンを含む)、ソフトウェア及び作業場所は受託者が用意する。また、工期内のテスト運用に係るサーバ使用料等のランニングコストは受託者が諸経費の中から捻出する。

### (5) 業務実施体制

本調達の開発

ア) 総括責任者の配置

業務全体の進捗を管理する総括責任者を一名配置すること。ただし、専任である必要はない。

イ) 技術責任者の配置

事業の実施に関する技術担当者のうち1名を技術責任者として配置すること。ただし、専任である必要はないが、総括責任者とは兼務できないものとする。

### (6) 保守・運用

ア) 安定してシステムを運用できるよう、保守・運用を行うこと。

イ) OS のバージョンアップに随時対応するとともに、アプリのダウンロード状況等を把握できるようにすること。

ウ) アプリの不具合等が見つかった場合はこれを修正し、アップデートを行うこと。

エ) 機能追加等改修が発生した場合には、その都度トレーサビリティができるようにすること。

オ) アプリの不具合等について対応窓口を設けること。

カ) 次年度以降の保守・運用費を提案すること。

### (7) 運用保守実績の報告

運用業務の内容や工数などの作業実績状況 (情報システムの脆弱性への対応状況を含む)、情報システムの構成と運転状況 (情報セキュリティ監視状況を含む)、情報システムの定期点検状況、リスク・課題 の把握・対応状況について運用保守作業報告書を取りまとめること。

#### (8) 瑕疵担保責任について

受託者は、以下の瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は、本業務完了後1年間とする。

ア) 本業務で作成されるアプリ、プログラム、設計書類等の全ての成果物について瑕疵担保責任を負う。

イ) 成果物に瑕疵があった場合は、関連する成果物を無償で修正のうえ提出すること。

#### (9) その他、独自企画提案

上記のほか、委託業務の目的に照らして必要とされる事項を独自企画提案として実施すること。

### 4 留意事項

#### (1) アプリ開発・管理用システム開発等の基本方針について

アプリ及びその管理用システムを一括して構築するにあたり、①利用者側においては、ポイント付与イベントの確実な把握、ポイントの獲得手続き、使用、残存ポイントの確認等が容易で、画面も見やすい構成であるなど使いやすさが求められ、②管理側（鳥取県及び当財団）においては、安定的なシステムの稼働、確実かつ速やかに利用者にポイントを付与できる機能性、個人情報保護も含めたセキュリティの確保が求められること、

#### (2) 個人情報の保護について

業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

### 5 報告

委託業務が完了したときは、ふるさと鳥取県定住機構に対し、遅滞なく委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、支出に係る領収証等の書類一式、その他当財団が指示する資料等を提出すること。

### 6 著作権等

(1) この業務によって生じた成果物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については、発注者に帰属するものとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。また著作権は、成果物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。なお、受託者がこの業務以前に所有する著作権については本条の効力は及ばない。

(2) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。なお、本アプリに使用した素材の使用期限は、本アプリの公開が終了するまでとする。

(3) 受託者は、発注者が成果物を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発注者は受託者と協議してその利用の取り決めをするものとする。

(4) この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じ

た場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる措置を講じるものとする。

(5) 当該成果物の使用权及び改変の権利は、発注者が保有するものとする。

## **7 概算払**

受託者は、当財団との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。当財団は、受託者から概算払の請求を受けたときは、その支払を行う。

## **8 その他**

本仕様書に記載のない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、鳥取県及び当財団と事前協議を行い、調整を図るものとする。

また、本委託業務に係る成果品の著作権は、別に定めのあるものを除き、鳥取県及び当財団に帰属するものとする。

## アプリコンテンツ仕様書

### <管理者機能>

#### 1 個人情報登録・管理

- (1) 当財団の指定する情報（氏名、住所、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、属性（新卒・既卒・保護者等）、ニックネーム、出身地等）の登録・管理ができること。
- (2) 必須項目、任意項目の別が設定できること。必須項目は初回起動時に登録を行うものとし、任意項目は、マイページ等から追加登録できるものとする。

#### 2 お知らせ

- (1) 新着情報等について、アプリ利用者全員又は属性等を選択してプッシュ通知できること。
- (2) 新着情報等について、アプリ利用者全員又は属性等を選択してメール送付できること。

#### 3 アンケート

- (1) アプリ利用者全員または属性等を選択してアンケートを実施できること。

### <コンテンツ>

#### 1 マイページ

- (1) ポイントの管理（取得、利用）ができること。
- (2) ポイントの履歴が見られること。（取得日、取得理由、取得ポイント数、利用日、利用内容、利用ポイント数）
- (3) 参加イベントの実績が見られること。

#### 2 お知らせ

- (1) 新着情報が更新日順、開催日順等で閲覧でき、詳細情報を掲載したアプリ内ページ又はWEBページに移動できること。

#### 3 鳥取求人就職情報

- (1) WEBビュー機能等により、当財団のWEBサイト「とっとり就職ナビ」と連携してアプリ上で求人就職情報が閲覧・検索できること。
- (2) 将来的に、求人企業へのエントリー等のマッチング機能を検討しているため、カスタマイズ等が容易なシステムであること。

#### 4 鳥取企業情報

- (1) WEBビュー機能等により、当財団のWEBサイト「とっとり就職ナビ」と連携してアプリ上で鳥取企業情報が閲覧・検索できること。

#### 5 インターンシップ情報

- (1) WEBビュー機能等により、当財団のWEBサイト「とっとり就職ナビ」と連携してアプリ上でインターンシップ情報が閲覧・検索できること。
- (2) 将来的に、インターンシップ募集企業へのエントリー等のマッチング機能を検討しているた

め、カスタマイズ等が容易なシステムであること。

## 6 合同企業説明会セミナー

- (1) WEBビュー機能等により、当財団のWEBサイト「とっとり就職ナビ」と連携してアプリ上で合同企業説明会セミナー等の開催情報が閲覧・検索できること。

## 7 お得な助成制度

- (1) WEBビュー機能等により、当財団のWEBサイト「とっとり就職ナビ」と連携してアプリ上でお得な助成制度情報が閲覧できること。

## 8 使えるポイントサービス

- (1) ポイントを大手電子マネーに交換できること。(LINE PAY等のスマホ決済サービス又は全国の加盟店等で利用できるWAON、EDY、AMAZONポイント等を想定。)   
なお、ポイント交換に係る原資及び交換手数料は別途当財団が負担する。
- (2) 将来的に「移住応援メンバーズカード」との制度統合も検討しているため、電子会員証の発行が行えること。

## 9 とっとりイベント情報

- (1) ポイントが付与されるイベント(就職・移住・観光)の一覧が閲覧でき、詳細情報を掲載したWEBページに移動できること。

## 10 とっとりの旬な話題

- (1) 鳥取県が運用するツイッター等のSNS情報をアプリ上で閲覧できること。(リンク又は埋込による。)
- (2) 鳥取県が推奨する観光情報等配信WEBサイトに移動できること。

## 11 とっとりで活躍する若者たち

- (1) WEBビュー機能等により、当財団のWEBサイト「とっとり就職ナビ」と連携してアプリ上でとっとりで活躍する若者たち情報が閲覧できること。(TURN、とっとりハタラクキカエル等)

## 12 帰省中アルバイト情報

- (1) 帰省中アルバイト情報の一覧が閲覧でき、詳細情報を掲載したWEBページ(別途開設予定)に移動できること。

## 13 同窓会情報

- (1) 同窓会からのお知らせ情報の一覧が閲覧でき、詳細情報を掲載したWEBページ(別途開設予定)に移動できること。
- (2) 将来的に、掲示板機能の追加を検討しているため、カスタマイズ等が容易なシステムであること。

(別記)

## 個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。